

あかるいみらい



年 組

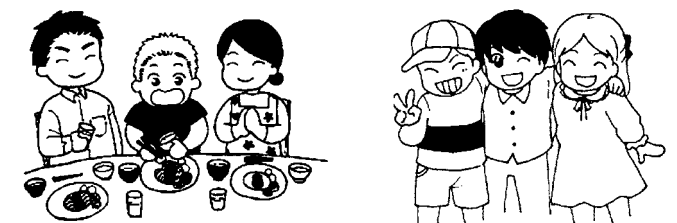
名前

はじめに…

松本市には、「松本市子どもの権利に関する条例」という子どものためのルールがあります。みんなが幸せに生きるためのルールです。
「子どもの権利」は、子どもが安心して、自分らしく大きくなるための大切なルールです。ごはんを食べること、勉強すること、友だちと遊ぶこと、自分の考えや気持ちを話すことは、だれにでもある大切な権利です。こまったときや、いやなことがあったときは、一人でがまんしないで、家の人や先生に話して、助けってもらってよいのです。あなたは、かけがえのない大切な一人です。

松本市では次の4つの子どもの権利を大切にしています

- 1 主体的に成長できる権利
- 2 安心して生きる権利
- 3 自分らしく生きる権利
- 4 社会に参加する権利



毎年11月20日は、「松本子どもの権利の日」

この世界に生まれてきたときから、
あなたはかけがえのない大切な存在です。
もし、あなたの「権利」が大切に
されていないと思ったら、まわりの
大人や友達、「こころの鈴」に
お話ししてみましょう。



「こころの鈴」(相談室)

あなたが悲しい気持ちになったとき、困ったとき、だれかに
話を聞いてほしいときは、「こころの鈴」に相談してください。

●いつ? 月～木・土曜日 午後1時～午後6時
金曜日 午後1時～午後8時

●どうやって?

電話

0120-200-195 (無料)

メール

kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp

直接話す

松本市役所大手事務所 2階



令和8年度 子どもの権利学習パンフレット「あかるいみらい」 ステップ2
令和8年10月発行

発行 松本市・松本市教育委員会

編集 松本市こども若者部こども育成課・松本市教育委員会教育政策課教育研修センター

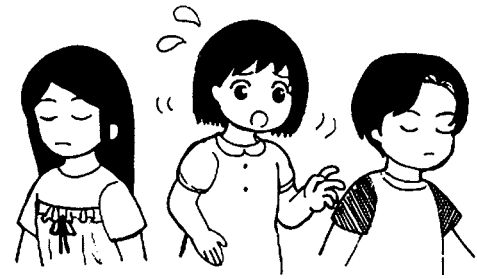
問い合わせ 松本市こども若者部こども育成課 こども政策担当

住所: 〒390-8620 松本市丸の内3-7

電話: 0263-34-3291 ファックス: 0263-34-3309

※ このパンフレットの名前「あかるいみらい」は、市内の子どもたちが考えてくれました。

こんなときどう思いますか？



なかよ
仲良くしたいのに…
むし
無視される・あいて
相手にしてもらえない



わからないことがあって困っていても
おし
教えてもらえない



かんが
考えがあっても…
こわ
怖くて言えない… 聞いてもらえない



やりたいことがあっても…
自由にやらせてもらえない

けんり まも
権利が守られないと、みんなが元気にくらすことができなくなってしまう。
じぶんかって
また、みんなが自分勝手にしたら、友だちのけんり
けんり
権利は守られなくなります。そんな時どうすればいいのでしょうか？

かんが
考えてみましょう

みんなで学ぶクラスの中で、「授業中
でも、あそびたいからあそぶ」けんり
けんり
権利はある
のでしょうか。



かんが
自分の考え

かんが
みんなの考え

まつもと市 松本市が大切にしている4つの子どもの権利について考えてみよう

生活の中で、当てはまるものを✓しましょう

1 主体的に生きるけんり

- ☐ 自分の興味に合わせてやりたいことを選ぶことができる
- ☐ 誰とあそぶか、どんな遊びをするか、
休み時間をどう過ごすか、自分で決めることができる
- ☐ 自分に合った学び方で学ぶことができる



2 安心して生きるけんり

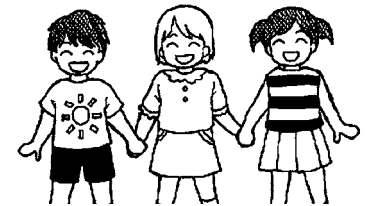
- ☐ 「悲しい」「怒っている」「困っている」という気持ちを、先生や友だちに伝え、聞いてもらえる
- ☐ 体調が悪くなったとき、保健室の先生に診てもらえたり、病院に行けたりする
- ☐ 差別されたり、いじめられることなく過ごせる
- ☐ 毎日ご飯を食べて、お風呂に入って、寝ることができる

3 自分らしく生きるけんり

- ☐ 自分の好きな色を使ったり、思い浮かんだものを自由に描いたりできる
- ☐ 好きなスポーツや、習い事を楽しむ
- ☐ 自分の気持ちや考えを大切に、自分らしく過ごす

4 社会に参加するけんり

- ☐ 意見を言ったり、友だちの話を聞いたりして、話し合いに参加できる
- ☐ 委員会活動に参加する
- ☐ 地区のイベントや清掃活動など、地域にかかわる活動ができる



【みんなの大切なけんり
けんり
権利です。✓はいくつあるかな？】